

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

去る1月7日に、国は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、緊急事態措置を実施すべき期間を1月8日から2月7日まで、緊急事態措置を実施すべき区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のみとする緊急事態宣言を発令しました。

また、1月14日以降は、緊急事態措置を実施すべき区域を、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加えた11都府県とする変更を行いました。

さらに、2月8日以降は、緊急事態措置を実施すべき区域を、栃木県を除いた10都府県とする変更を行うとともに、緊急事態措置を実施すべき期間を3月7日まで延長しました。

その後、3月1日以降は、緊急事態措置を実施すべき区域を、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を除いた1都3県とする変更を行ったところです。

これらに伴い、県では、県内の感染状況等も踏まえ、1月8日から継続していた「特別警戒期間」を3月1日で終了し、2月4日付け「新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等」を別添のとおり変更することとしました。

関係者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大回避という県民あげての最重要課題のため、引き続き、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和3年3月1日

愛媛県知事 中村時広

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等の変更

令和3年3月1日

愛媛県

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等（平成3年2月4日付け）を次のように変更する。

1 対象区域 愛媛県全域

2 根拠 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。  
以下「特措法」という。）

3 取組等

(1) 行動自粛の協力要請

(2) 事業活動における協力要請

4 対象及び内容等

(1) 行動自粛の協力要請

対象	内容	根拠	実施期間	
			変更後	変更前
県民	○感染拡大地域（特定都道府県）への不要不急の往来を自粛	特措法第24条第9項	令和3年2月8日(月)から特措法第32条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（令和3年1月7日付け）について同条第5項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言が行われる日まで	令和3年2月8日(月)から令和3年3月7日(日)まで

	<p>○会食(いわゆる「飲み会」)に関して、次の事項に注意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大人数(5人以上)、長時間の会食は行わない</li> <li>・体調不良の方は会食に参加しない、させない</li> <li>・感染拡大地域での滞在など、2週間以内に感染リスクの高い行動をとっている方は、会食を避ける</li> </ul> <p>○感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意</p> <p>※「5つの場面」：①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり</p>	特措法 第24条 第9項	令和3年2月 8日(月)から 令和3年3月 <u>1日(月)まで</u>	令和3年2月 8日(月)から 令和3年3月 <u>7日(日)まで</u>
事業者	<p>○感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意</p> <p>※「5つの場面」：①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり</p>	特措法 第24条 第9項	令和3年2月 8日(月)から 令和3年3月 <u>1日(月)まで</u>	令和3年2月 8日(月)から 令和3年3月 <u>7日(日)まで</u>

(2) 事業活動における協力要請

対象	内容	根拠	実施期間	
			変更後	変更前
事業者	<p>○感染拡大地域(特定都道府県)への不要不急の往来や出張を自粛</p> <p>○テレワークや時差出勤等の一層促進</p> <p>○「3つの密」の回避に向けた業種別ガイドラインの実践</p>	特措法 第24条 第9項	令和3年2月 8日(月)から 令和3年3月 <u>1日(月)まで</u>	令和3年2月 8日(月)から 令和3年3月 <u>7日(日)まで</u>

【取組等に関する問合せ先】

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部

電話番号 089-968-2419

受付時間 平日 9時～17時